2023年度第2次募集入学試験筆記試験(小論文試験)

次の問題文を読んで、後の設問に答えなさい。

## 【文章省略】

下記の文章を示し、以下のように出典等の記載を付した。

[出典:小塚壮一郎「民事判決のオープンデータ化と民事司法制度の将来」情報法制研究 11号(2022年)3頁。出題の都合上、文章の一部を省略し、注及び小見出しを削除する等の変更を加えた。]

注) 「判例」とは、過去に下された裁判のうち、現在も先例として拘束力をもつものをいう。また、「大審院」とは、明治 8(1875)年に設置され、昭和 22(1947)年に最高裁判所が設置されるまで存続した我が国の最上級審裁判所である。

## 設問1

「民事判決が原則としてすべて公開されるようになる」ことが裁判の「透明性・信頼性の向上」をもたらすとすれば、それはなぜか。筆者の考え方を 200 字以上 400 字以内で説明しなさい。

## 設問 2

平沼騏一郎と末弘厳太郎の考え方を踏まえて、判例の内容をどのように決定すべきかを、 200 字以上 400 字以内で説明しなさい。

## 設問3

仮名化処理を最小限度にとどめたうえで民事判決を原則としてすべて公開すべきであるという主張について、あなたはどう考えるか。必要に応じて具体例を挙げながら、400 字以上 800 字以内で論じなさい。なお、現行法に照らしてどう考えるべきかを論じる必要はない。